

# 流山市市民参加条例素案（案）に係るパブリックコメント 実施要領

## 1 件 名

流山市市民参加条例素案（案）に係るパブリックコメントについての  
意見等募集

## 2 趣 旨（目的）

市民はより豊かで快適な住みよいまちをつくり、それを次世代へ引き継ぎたいと願っております。

そのため、流山市では住みよいまちづくりのために、これまでもいろいろな市民参加が行われてきました。

しかし、少子高齢化やライフスタイルや価値観の多様化により、市政運営の環境は大きく変化をしています。

そこで、このような時代に対応していくには、市民が主体的に市政に参加し、市民の持つ豊かな知識や、行政では気づきにくい生活実感に基づく考えや思いを市政に反映させながら進めることが大切となってきました。

平成21年4月流山市自治基本条例が施行され、「自分たちの地域の課題は、自分たちで解決に向けて行動する」というみんなで作るまちのルールができました。

本条例は、流山市自治基本条例第16条に基づき市民等の市政への参加の手続き等ルールや参加を保障する条例として、制定に向けた準備を進めています。

ここに流山市市民参加条例素案（案）を公表し、皆様のご意見を募集します。

## 3 概 要

### （1）構 成

本条例の構成は、次のとおり前文と全7章31条の構成となっています。

前文

第1章	総則	(第1条～第3条)
第2章	行政への市民参加	(第4条～第18条)
第3章	議会への市民参加	(第19条・第20条)
第4章	地域コミュニティ	(第21条)
第5章	協働の推進	(第22条・23条)

第6章 市民参加推進委員会 (第24条～第30条)

第7章 雑則 (第31条)

附則

## (2) 策定過程など

市民参加条例策定にあたっては、市民が望む参加条例とするため市民の代表の声を重視いたしました。

そこで、NPOや自治会の役員、コミュニティ審議会委員、公募市民など10名の委員、さらにアドバイザーとして大学准教授を加えて構成する「市民参加条例検討委員会」を平成21年11月に設置し、市民参加条例に盛り込んでほしい内容を市民目線で検討していただきました。

検討委員会は平成21年11月にスタートし、委員会を25回、さらに、市民や行政職との意見交換会を重ね、検討内容を集約した提言書を平成23年2月末、市長に提出いたしました。別添「流山市市民参加条例に関する提言書」参照

庁内では、この提言書を尊重し実行性のある条例とするため、庁内組織「市民参加条例策定委員会」を設置し条例素案を作成しました。

そして、策定委員会では、提言書をまとめた委員と条例案について意見交換を重ねここに調整案がまとまり、その調整案を流山市市民参加条例素案(案)として公表し、市民の皆さまからご意見をお聴きするパブリックコメントを行うものです。

## 4 対象

市内在住・在勤・在学の方、または事業者など

## 5 意見募集期間

平成23年9月11日(日)～平成23年10月11日(火)【必着】

## 6 公表案

広報ながれやま(9月11日号・9月21日号)で掲載します。

流山市市民参加条例素案(案)は、市ホームページでご覧いただけます。

また、市民生活部コミュニティ課(市役所第2庁舎2階)、市役所情報公開コーナー、各公民館、各出張所、市民活動推進センターの窓口でも閲覧することができます。

## 7 ご意見などの提出方法

自由様式に住所、氏名を明記し、郵便、ファックシミリ、電子メール、直

接持参いずれかの方法で提出（別紙様式・ダウンロード可能）。  
お寄せいただいたご意見には、個別には回答できませんが、これに対する  
流山市としての考え方とともに、整理したうえで公表します。

## 8 問い合わせ、意見提出先

〒270-0192 流山市役所 市民生活部 コミュニティ課

電話7150-6076 FAX7159-0954

電子メール [komyuniti@city.nagareyama.chiba.jp](mailto:komyuniti@city.nagareyama.chiba.jp)

## 参考 条例抜粋

### 自治基本条例

#### (市民参加条例)

第16条 市民等の市政への参加に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定めます。

### 議会基本条例 前文

流山市政は、流山市民（以下「市民」という。）の負託によるものであって、その権利の源は市民にある。その権能は、選挙によって選ばれた市民の代表者である市長と選挙によって選ばれた議員によって構成される流山市議会（以下「議会」という。）が、市民福祉の向上のため、市民の要望を把握して行使する。

この条例は、主権在民を基調とする民主主義の原理に基づいている。

市政の運営は、日本国憲法に基づく二元代表制の下で、市長と議会は市民の負託を更に重く受け止めて活動し、市長は執行機関として、議会は合議制の議事機関として、それぞれの異なる特性を活かしながら、競い合い、協力し合わなければならない。そして、市長と議会には、緊張関係の下で、論点及び争点を明確にし、流山市にとって最良の意思を決定することで、市民全体の福祉向上と地域社会の活力ある発展を目指していく使命が課せられている。

新しい地方主体の時代を迎え、地方自治の範囲が拡大した今日、住民に最も身近で基礎的な自治体である市町村の自治権を拡充し、これを生活者の視点に立った「地方政府」に近づけていくことが求められている。

よって、議会には、これまで以上に監視、調査、政策立案及び立法の機能強化が求められている。

さらに、積極的な情報公開を率先して行い、より一層市民に開かれた議会を実現しなければならない。また、議会は市民の多様な意見を的確に把握することに日々努力し、常に市民との対話を行い、市民の声を汲み取りながら、議員間で自由かつつな討議を重ね、市民に信頼される議会運営に取り組まなければならない。

議会は、この崇高な理念と目的を達成することを誓い、ここに流山市議会基本条例を制定する。